

区域指定の概要(平成29年3月3日時点)

土壤汚染対策法第14条第1項に基づく指定の申請による
「形質変更時要届出区域」の指定
<灘区灘浜東町>

1. 概要

灘区灘浜東町の土地において、土壤汚染のおそれがあるため、土壤汚染対策法（以下「法」という。）第14条第1項の規定に基づく区域の指定の申請があった。

審査の結果、当該調査は公正かつ法に基づく方法で行われていることが認められた。

当該土地は工場敷地内にあり一般の人が立ち入る土地ではなく、また、コンクリート等で覆われており飛散等による土壤の直接摂取のおそれはないこと、運河及び海域に囲まれた埋立地であり、周辺地域の地下水飲用による健康影響のおそれはないことから、人の健康に被害が生じるおそれないと判断し、「形質変更時要届出区域」に指定した。

今後、区域指定した土地の形質変更が行われる際には、周辺環境への影響が生じないよう指導していく。

2. 区域指定

(1) 指定する区域

灘区灘浜東町1番1、1番64、1番76、1番83、1番90、1番91、1番98、1番99、1番114、2番1、2番36、2番43、2番44、2番45、2番46、2番47、5番1、6番1、6番2、8番1、8番2、9番1、9番2、9番3、9番4、9番5、10番1、10番2、10番3（別図のとおり）

(2) 指定の区分 形質変更時要届出区域

(3) 指定年月日 平成29年3月3日

(4) 指定する特定有害物質

四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、

鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふつ素及びその化合物、ほう素及びその化合物

(5) 指定の理由

土壤汚染のおそれはあるが、健康被害を生ずるおそれがないため「要措置区域」ではなく、法第11条第1項で規定されている「形質変更時要届出区域」に指定した。

3. 指定の申請の概要

(1) 申請者（土地所有者） 株式会社神戸製鋼所

(2) 申請者が行った自主的な土壤汚染状況調査結果の概要

・調査対象物質

地歴調査により汚染のおそれがあると判断された特定有害物質20物質（上記指定する特定有害物質のとおり）

・土地の地歴調査結果

調査対象地は、公有水面を埋立てて造成した土地であり、工場として使用されてきた場所である。調査対象地全域が、上記特定有害物質20物質について、汚染のおそれがある

とされた。

・土壤の測定結果等

土壤の測定等、以降の調査を省略した事から、調査対象地全域を、上記特定有害物質 20 物質について基準に適合しない汚染状態にあるとみなす。

(3) 指定の申請がされた土地の面積

調査対象地とした481,869.197平方メートル。

4. 周辺環境への影響について

- (1) 当該土地は一般の人が立ち入る土地ではなく、また、コンクリート等で覆われており飛散等のおそれはないことから、汚染土壤の直接摂取による健康影響のおそれはない。
- (2) 運河及び海域に囲まれた埋立地であることから、周辺地域の地下水飲用による健康影響のおそれはない。
- (3) 以上のことから、当該土地の土壤汚染による健康影響のおそれはない。

5. 今後の対応

土地の形質変更が行われる際には、周辺環境への影響が生じないよう法に基づき適正に措置するよう指導する。

<資料>

1. 用語解説

土壤汚染対策法

土壤汚染による人の健康への影響の懸念や対策の確立への社会的要請が強まったことを受け、土壤汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めた法律。（平成 14 年法律第 53 号 平成 22 年 4 月 1 日改正法施行）

特定有害物質を使用する特定施設の廃止時の調査、3000 平方メートル以上の土地の形質変更時の届出及び調査命令、土壤汚染が判明した場合の措置等を定めている。

土壤汚染対策法第 14 条第 1 項の指定の申請

法の調査義務のない土地において行なわれた自主調査結果により、当該土地の土壤が指定基準値を超過していることが思料される場合、土地所有者は当該土地について法に基づく区域の指定を市長に申請することができる。

市長は、自主調査が公正に、かつ法に準じた方法で行なわれたものであると認められる場合、土壤が指定基準値を超過していることが思料される土地を要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定することができる。

形質変更時要届出区域

法に基づく調査結果が指定基準値を超過しており、かつ土壤汚染による人の健康被害が生じるおそれがない場合、市長は指定基準値を超過した区域を形質変更時要届出区域として公示することが定められている。形質変更時要届出区域では、届出なく土地の形質変更をすることが制限される。土壤汚染の除去が確認されれば、形質変更時要届出区域の指定を解除される。

要措置区域

法に基づく調査結果が指定基準を超過しており、かつ土壤汚染の摂取経路があり、健康被害が生じるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要として市長が指定、公示する区域。市長は汚染の除去等の措置を土地所有者に指示し、指定された区域での土地の形質変更が原則禁止される。

第二溶出量基準

溶出量基準には、区域指定の判断基準となる指定基準のほか、指定基準の 10 倍から 30 倍の値が定められた第二溶出量基準がある。第二溶出量基準に不適合である場合は、原位置封じ込め等の措置を行う際は、第二溶出量基準に適合させたうえで実施しなくてはならない等の制約を受けることになる。

調査の省略

調査対象地において土壤の汚染状態が基準に適合していないおそれがあると認められる特定有害物質を、土壤その他の試料の採取及び測定（試料採取等）の対象とする（＝試料採取等対象物質）。

調査対象地の土壤汚染のおそれの把握、試料採取等を行う区画の選定、試料採取等は、省略することができる。この場合、試料採取等対象物質について、第二溶出量基準及び土壤含有量基準に不適合な状態とみなされる。

四塩化炭素

無色透明の液体（常温）で、揮発性の物質である。フロン類の製造原料、溶剤、機械洗浄剤、殺虫剤の原料などとして使われてきたが、オゾン層を破壊することが分かり、1996 年 1 月 1 日以降は原則として製造が禁止されている。

1, 2-ジクロロエタン

無色透明の液体（常温）で、揮発性の物質である。主にクロロエチレンの原料に使われるほか、エチレンジアミンなどの原料、フィルム洗浄剤、有機合成反応やビタミン抽出の際の溶剤、殺虫剤、燻蒸剤などに使われている。

1, 1-ジクロロエチレン

無色透明の液体（常温）で、揮発性の物質である。主な用途は、ラップフィルムや人工芝の使用される塩化ビニリデン樹脂の原料のほか、食品・医薬品包装用プラスチックフィルムのコーティング剤の原料などである。

シス-1, 2-ジクロロエチレン

無色透明の液体（常温）で、揮発性の物質である。1, 1-ジクロロエチレンあるいはクロロエチレン製造時の副生成物として生成されるほか、土壤中や地下水でトリクロロエチレンやテトラクロロエチレンが微生物により分解されることにより生成されることがある。

1, 3-ジクロロプロペン

淡黄色の液体（常温）で、揮発性の物質である。シス体とトランス体の異性体がある。農薬の有効成分で、土壤中の線虫や害虫を防除する燻蒸剤として使われている。

ジクロロメタン

無色透明の液体（常温）。不燃性で、ものをよく溶かす上、沸点が低く、揮発しやすい性質があるため、洗浄剤として、金属部品や電子部品の加工段階で用いた油の除去などに使われる他、溶剤、溶媒など、さまざまな用途に用いられる。

人体に取り込まれた場合、多くは呼気とともに吐き出されるが、肝臓で代謝されたもの的一部が一酸化炭素となり、頭痛などをもたらすことがある。

テトラクロロエチレン

無色透明の液体（常温）で、揮発性の物質である。引火性が低く容易に油を溶かすという性質のため、ドライクリーニングの溶剤や金属の洗浄に使用されており、近年は代替フロンの原料としての用途が多くなっている。

高濃度のテトラクロロエチレンを長期間取り込み続けると、肝臓や腎臓への障害を認められることがあり、比較的低濃度では頭痛、めまい、眠気などの神経系への影響が現れることがある。

1, 1, 1-トリクロロエタン

無色透明の液体（常温）で、揮発性の物質である。金属の洗浄等に幅広く使用されてきたが、オゾン層を破壊することが分かり、1996年1月1日以降は原則として製造が禁止されている。

人や実験動物において中枢神経系の抑制作用及び麻酔作用を示すことが報告されている。

1, 1, 2-トリクロロエタン

無色透明の液体（常温）で、揮発性の物質である。主に、フィルムやコーティング剤の原料である1, 1-ジクロロエチレン（塩化ビニリデン）の原料として使われている他、塩素化ゴムの溶剤、油脂・ワックス・天然樹脂等の溶剤、アルカリイドの抽出液として使われている。

トリクロロエチレン

無色透明の液体（常温）で、揮発性の物質である。金属の洗浄、代替フロンの原料のほか、羊毛や皮革から余分な油分を取り除くためや各種溶剤として使用されている。

高濃度のトリクロロエチレンを長期間取り込み続けると、肝臓や腎臓への障害が認められ、比較的低濃度のトリクロロエチレンでは頭痛、めまい、眠気などの神経系への影響が認められている。

ベンゼン

特徴的な臭いをもつ無色透明の液体（常温）で、揮発性の物質である。基礎化学原料として、合織樹脂原料など多方面の分野で使われている。ガソリン中にも含まれるが、低ベンゼン化が進められている。

国際がん研究機関により、人に対し発がん性があると分類されている。

カドミウム

銀白色の柔らかい金属で、地球の地殻に広く分布する。メッキの原料をはじめ、合金の成分、塩化ビニル樹脂の安定剤、プラスチック・ガラス製品の顔料など、さまざまな用途に使用されてきたが、現在では、需要のほとんどは、ニッケル・カドミウム蓄電池が占めるようになっている。

人体に長期間にわたって取り込まれると、障害を生じさせる事が知られている。

六価クロム

クロムには多くの化合物があり、イオン価数が三価のものを三価クロム化合物、六価のものを六価クロム化合物という。六価クロム化合物は、酸化剤、金属メッキ、皮なめし、顔料などで広く用いられてきた。

皮膚や粘膜に付着すると、炎症が生じる事が知られている。また、国際がん研究機関により、人に対し発がん性があると分類されている。

シアン

鋼の焼き入れ、金属の精錬、金属メッキ、メタクリル酸メチル樹脂（アクリル樹脂の一種）の製造時などに使用される。無機シアン化合物は非常に強い毒性をもっており、高濃度では短時間で死に至り、低濃度でも、取り込み続けた場合、頭痛、めまいなどを起こすとの報告がある。

水銀

銀色で、常温では唯一の液体金属。体温計などの計器類、蛍光灯、電池などに使用されている。水銀およびメチル水銀は中枢神経系に、無機水銀化合物は消化器や腎機能に障害を起こすことが知られている。

セレン

赤褐色から暗灰色の固体。半導体、光電池、電気絶縁体などの電子産業部門のほか、ガラス工業、顔料、合金の添加剤などに利用される。生体必須元素であるが、過剰摂取で中毒症状を示すことが知られている。

鉛

蒼白色のやわらかい金属。加工がしやすいため、古くから多方面で使用され、主に蓄電池、はんだ等に用いられている。

長期間の暴露により、造血系、神経系、腎臓などに障害を起こすことが知られている。

砒素

硫化鉄鉱等の金属硫化鉱物に伴って産出される半金属。半導体の原料、防腐剤等に用いられる。

急性の中毐症状としては、めまい、頭痛、四肢の脱力、全身疼痛、麻痺、呼吸困難、角化や色素沈着などの皮膚への影響、下痢を伴う胃腸障害、腎障害、末梢神経障害が、慢性の中毐症状としては、皮膚の角質化や色素沈着、末梢性神経症、皮膚がん、末梢循環器不全などが報告されている。また、国際がん研究機関により、人に対し発がん性があると分類されている。

ふつ素

淡黄色の気体で反応性が高いため天然には単体として存在せず、種々の元素と結合して広く存在する。主な用途はふつ素系樹脂原料、浸食作用を利用したガラスのつや消しなどがある。

継続的に飲み水によって体内に取り込むと、斑状歯が発生すると報告されている。

ほう素

ほう酸、ほう酸ナトリウムなど数多くの化合物があり、用途で最終製品として最も多いのはガラス繊維である。ほう酸やほう酸ナトリウムは古くから防腐薬、消毒薬として用いられてきたが、やけどや傷ついた皮膚、粘膜から吸収されたときの毒性が指摘され、現在では、目の洗浄・消毒に限定して使用されている。

2. 市内の現在の指定区域

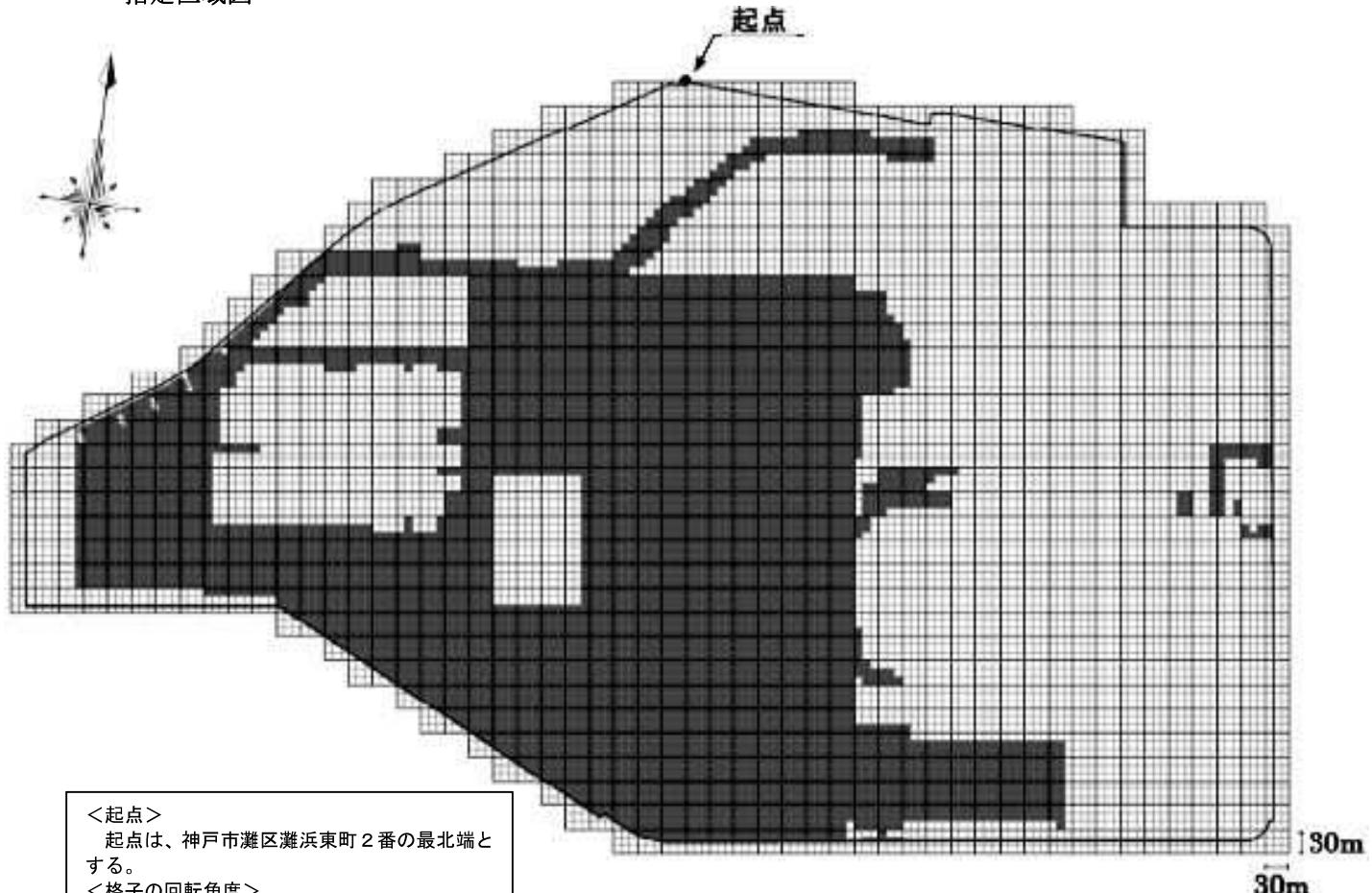
要措置区域：0件 形質変更時要届出区域：19件 (別表のとおり)

位置図



この地図は、国土地理院の地理院地図（電子国土 Web）に追記したものである

指定区域図



<起点>

起点は、神戸市灘区灘浜東町2番の最北端とする。

<格子の回転角度>

81° 58' 31"

起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として座標北から時計回りに回転させた角度を示す。

<凡例>

- : 起点
- : 敷地境界線
- : 形質変更時要届出区域

(別表) 市内の現在の指定区域 (19箇所全て形質変更時要届出区域)

	地番	指定面積(m ²)	基準不適合物質	指定日
1	東灘区深江南町1丁目79	2,924.70	ベンゼン、ジソ、水銀、鉛、砒素、ふつ素	H22.7.1
2	灘区灘南通3丁目114番4、114番5、115番4、116番1、118番2、灘北通2丁目20番、灘北通3丁目地先里道、武庫郡西灘村河原字中ノ内	1,004.10	砒素、ふつ素	H25.1.23
3	灘区灘浜東町1番1、1番64、1番76、1番83、1番90、1番91、1番98、1番99、1番114、2番1、2番36、2番43、2番44、2番45、2番46、2番47、5番1、6番1、6番2、8番1、8番2、9番1、9番2、9番3、9番4、9番5、10番1、10番2、10番3	481,869.197	四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロブロヘン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン、カドミウム、六価クロム、ジソ、水銀、セレン、鉛、砒素、ふつ素、ほう素	H29.3.3
4	中央区東川崎町2丁目14番、20番	4,700.00	水銀、鉛	H24.8.9
5	中央区東川崎町2丁目14番、20番	11,121.4	テトラクロロエチレン、六価クロム、水銀、鉛、砒素、ふつ素	H28.6.16
6	中央区東川崎町2丁目14番	1,320.52	水銀、鉛、砒素、ふつ素	H25.12.11
7	中央区東川崎町2丁目14番	6,059.4	六価クロム、水銀、鉛、ふつ素	H26.2.24
8	中央区東川崎町2丁目14番	3,045.4	水銀、鉛、砒素、ふつ素	H27.9.1
9	中央区東川崎町2丁目14番1	445.00	鉛、砒素	H28.7.20
10	兵庫区明和通1丁目1番2、1番3、1番4	2,672.095	鉛、砒素	H26.2.24
11	兵庫区和田崎町1丁目2番、9番、10番、11番、12番、14番、24番、25番、50番、58番、62番	22,915.11	1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン、六価クロム、水銀、鉛、砒素、ふつ素、ほう素	H27.3.25
12	長田区浜添通4丁目1番1、2番1、4番1、4番2、5番1、5番2、7番、8番、9番1	4,052.60	鉛	H24.5.9
13	長田区南駒栄町1番8	3,298.2	ジソ、鉛、砒素	H27.10.6
14	長田区南駒栄町1番8	313.2	ジソ、砒素	H28.1.19
15	長田区駒ヶ林南町8番1、10番1、22番	1,372.4	鉛	H27.10.6
16	須磨区車字菅ノ池1351番14、須磨区妙法寺字菅ノ池3番2	1,966.00	鉛、砒素、ふつ素	H22.12.24
17	須磨区大池町3丁目7番、8番、9番、10番、12番	2,454.74	鉛、ふつ素、ほう素、PCB	H27.2.12
18	須磨区行平町3丁目1番	3,073.90	鉛、砒素、ふつ素	H28.3.3
19	須磨区行平町3丁目1番	1,452.61	鉛、砒素、ふつ素	H28.5.19